

いやあ、よくぞ無罪判決を出したものだ。検察はセオリードおり九九%の有罪を確信

れてきたが、裁判所がこの程度の主張に耳を傾けてくれることはなかつた。

これが刑事訴訟法三  
三六条に記載されてい  
るが、日本の刑事裁判  
の現実は「疑わしきは  
被告人の不利益に」と  
いう事がまりとおり、  
検察が起訴した以上九

か市長かどちらかがウソをついているわけだが、判決は「業者のいうことはウソである」と言い切っているわけではない。

万円を渡した時、たしか  
人だけだったおぼえだと  
ついていたが、知人の同席で  
もいたことが明らかになり  
供述（記憶）に変遷が見ら  
れるから、中林証言にはま  
いが残る】

よつて「市長が現金を受け取つたと認めには合理的な疑いが残るから、犯罪の証明ができるいない」といづべきで無罪とする」となつた。

よくぞ出た、市長の  
准定無罪判

## 推定無罪判決

美和勇夫

証人を七名も調べたのは、汚職事件のセオリージおり有罪を出す為に、納得のゆくようになって、二審里をつくつ

判決なんぞいかよう  
にでも裁判長のサジか  
げんひとつで書ける。  
「疑わしきは被告人  
の利益にて」(准定垂筆)

た。9%が有罪とされてき

だつだ。

ある。

(検察も逆であることに気づいていなかつた)

検察官が被告人の有罪を証明できない限り

このような、弁護人

被告人は無罪とされる

の無罪主張はこれまで  
河回となづけ法廷でなき

(フランス革命の人権宣言に  
由来する)

卷之六

五  
卷之六

續居業記(口授)

月二五日

六  
卷之六

中華書局影印